

5月定例教育委員会議事録

- 1 日 時 令和7年5月22日(木)
午前10時から午前10時58分まで
- 2 場 所 宗像市役所 本館3階 304会議室
- 3 出席委員 委員 石丸 哲 史
委員 大庭 多美枝
委員 野上 順 子
委員 脇 田 哲 郎
教 育 長 猿 樂 隆 司
- 4 その他の出席者 教育部(部長 中村博二、主幹指導主事 毛利拓也、理事兼教育総務課長 長濱真弓)
子ども子育て部 部長 早川ちさと
教育総務課指導主事(末崎浩嗣、大庭玄一郎、小島恵太)
図書課 課長 中野道子
文化スポーツ課(スポーツ担当課長 村山信也、文化担当課長 中村節子)
安全安心な学校づくり課 課長 椎葉寛
地域教育連携室(室長 南宏和、参事 堤久美)
教育支援室(室長 吉永さつき、日本語指導 Co. 網谷美佐子)
教育総務課(主幹兼教育総務係長 安部美代子、教育改革 Co. 栗原和亮、主任主事 荒木せりの)
※傍聴 7名
- 5 (4/17定例)議事録の承認 《承認》
- 6 議案

① 議案第2号 請願事項(むなかた子ども大学特設講座に関する請願)について《不採択》

【猿樂教育長】議案第2号請願事項(むなかた子ども大学特設講座に関する請願)について、教育総務課から説明をお願いします。

【教育総務課長】おはようございます。教育総務課長濱です。それでは議案第2号につきまして説明をいたします。3ページ、資料2をご覧ください。本請願は、去る4月16日、宗像市教育委員会あてに提出をされました。宗像市教育委員会が受理する請願取扱いにつきましては、宗像市教育委員会請願処理規則に定めがございます。請願が備えるべき要件としましては、同規則第2条第2項におきまして、請願等の書面は、邦文を用い、請願等

の要旨、提出年月日、請願等を行う者の住所及び氏名、団体にあつてはその所在地、名称及び代表者の氏名を記載して提出しなければならないと規定されております。本請願はこれらの要件を全て満たしておりましたので、提出日と同日の4月16日受理をいたしております。さらに同規則第3条、請願等を受理したときは、受理後最初に召集される教育委員会の会議に提出しなければならないとの規定と、宗像市教育委員会事務委任規則第2条第10号の規定に基づきまして、本日、本委員会に議案として付議するものでございます。それでは請願の趣旨、内容等につきまして説明いたします。4ページをご覧ください。請願事項につきましては、記載のとおり2点ございます。1点目は、今後、子ども大学において、自衛隊の現地見学等を一切行わないこと。2点目は、教育委員会で検討されたことを文書で報告することの2点です。趣旨といたしましては記載されておりますとおり、今年3月に実施しました子ども大学特設講座航空自衛隊コースは子どもの権利条約及び宗像市子ども基本条例の理念に反するものであると考え、請願事項について検討を求められているものでございます。なお、3枚目にあります付記につきましては、本請願取扱いについて、慎重に審議を求める内容となっております。宗像市教育委員会請願処理規則第6条におきまして、教育委員会は、請願等を迅速かつ慎重に審議し、その結果を教育長を経て当該請願等を行った者に通知するとの規定がございます。委員の皆様におかれましては、請願の内容につき、迅速かつ慎重な審議をお願いいたしまして、採択または不採択の議決を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

【猿樂教育長】はい。それでは、この議案について、ご質問、ご意見ありましたらよろしくお願いいたします。

【猿樂教育長】はい、石丸委員。

【石丸委員】そもそもこの子ども大学特設講座航空自衛隊コースの目的は何でしょうか。

【教育部長】教育部中村でございます。子ども大学そのものは、キャリア教育の一環として実施をしているもので、子どもたちが本物を体験する、こういった機会を通して、職業に対する理解を深めるということでございます。昨年度は、子ども大学メインキャンパスとしまして35コース、特設講座としまして15コースを実施しました。航空自衛隊コースの企画につきましては、この後者の特設講座15コースのうちの一つとして設定をしたものです。災害派遣、人命救助、こういった経験を踏まえまして、航空自衛隊の活動を現場で学ぶことで、子どもたちの社会貢献に対する意識を高める、こうした狙いで企画をしたものでございます。以上です。

【石丸委員】はい、ありがとうございます。

【猿樂教育長】はい、ではその他の委員の方から、ご質問その他のご意見ありましたら、よろしくお願いいたします。では大庭委員、どうぞ。

【大庭委員】子ども大学の航空自衛隊コースでは、具体的にどのような体験事業が行われたのですか。

【教育部長】はい。本年の3月25日に実施をしておりますが、36人の参加者がありました。航空自衛隊築城基地を訪問いたしまして、実施をしております。内容としましては、航空練習機の見学、飛行機の離発着時、事故に備えて活動する消防隊の仕事内容の説明を受けております。それから、実際の消防車からの放水の見学、消防隊の方が実際身につけ

ている防火服や酸素ボンベ、こういったものを身につける体験を実施しております。また、熊本地震などでも災害援助で活躍したという、警察犬の訓練の様子、そして警察犬に触れる体験をしたところです。以上です。

【大庭委員】ありがとうございました。

【猿樂教育長】ご質問等他にありませんか。はい、野上委員どうぞ。

【野上委員】体験した子どもたちは、どのような感想を持ちましたか。

【教育部長】はい、講座を実施した後アンケートを実施しておりますので、その内容を少し紹介させていただきたいと思います。子どもたちから、「人の命を助けたいという気持ちが理解できた。」あるいは、「人を助けるためにたくさんの努力をしているんだということが分かった。」「楽しいことや、苦しいことがあることが分かった。」「仕事内容だけでなく、その職につくまでにどんな課程があるのかということを知った。」というような感想がありました。また、あわせて、「災害など何かあったときに、船や車よりも早く現地に着いて、解決ができる」、「人々が安心して暮らせる、災害で被災した人たちを助けたり、心に寄り添ったりできる」というような気づきに関する感想も頂いております。以上です。

【野上委員】ありがとうございます。

【猿樂教育長】はい、その他ありませんか。はい、脇田委員。

【脇田委員】請願の趣旨にもあるように、子どもの権利条約第38条、敵対行為への直接参加とか、自国の軍隊採用、その辺りを心配されているのではないかと思いますのですが、どうお考えでしょうか。

【教育部長】子どもの権利条約につきましては、今回の請願でご指摘頂いております内容として、二つあるのではないかと認識しております。一つは、18歳未満の子どもが軍隊に入らないこと。二つ目に、軍隊の訓練をしないこと。ここを疑問に思わせるというふうに認識をしております。今回の講座についてですが、さきに述べました2点について、いわゆる、入隊に関すること、そして訓練に関することとは、講座の趣旨は異なるというふうにとらえておりますので、この条約に抵触するとは、私どもとしては考えていないというところでございます。それからもう1点この38条の中には、締結をした国では、15歳未満のものを、自国の軍隊に採用することを差し控える。それから、15歳以上18歳未満の者の中からできるだけ採用するというような優先の規定がございます。このことに照らして考えたときにも、自衛隊員としての採用とは、今回の講座の内容としては、異なると捉えておりますので、この条約に関しては、抵触はしないと捉えております。以上です。

【猿樂教育長】はい、ありがとうございます。それではそのほか、ご質問ございませんか。

【石丸委員】チラシについてですが、武力に関する体験事業と誤解を生むような可能性はなかったのでしょうか。お尋ねしたいです。

【教育部長】チラシに航空機の写真を載せております。F2機ということですが、こちらは東日本大震災、熊本地震におきまして、救難にかかるような、捜索活動等を実施した航空機と同機種であるということがありまして、チラシの中にも掲載をしてきたところでございます。ただ、今回のチラシを見て、自衛隊の活動が、武力の行使とか、戦争とかをイメージするような誤解があったというご指摘を頂いております。そのことについては、今後、

このチラシの作成など、表現方法、写真の掲載の仕方については見直しを図る必要があるのではないかと捉えております。以上でございます。

【猿樂教育長】他にご質問等ありませんか。では、続いてご意見がありましたらよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

【大庭委員】先ほどはご説明ありがとうございました。長い間小学校の教師として、小学生と接してきたのですが、判断力が十分身につけていない発達段階にある小学生の頃の体験は、よい意味でも悪い意味でも大きな影響があると思います。戦争に興味・関心や憧れを抱くような体験をさせることはとても危険なことであって、避けるべきだと思っています。しかし自衛隊の活動全体に対しては少し思いが違います。少し教育現場に関わった、ある女の子のお話をさせてください。集団になじめず、私が校長していた勤務する小学校に、6年生の途中で転入してきました。転入当初は泣き出すことが多く、担任が男性ということもあって、私が校長室で対応しておりました。30分間ぐらい大きな声を上げてただただ泣き続けていました。ただ、その間は黙って抱き締めていたんですけど、30分過ぎた頃から泣き声が小さくなって、顔を上げて、少しずつ自分のことを、話してくれるようになりました。泣くのをやめて話を始めるときのいつも最初の話は、自衛隊員のお父さんの話でした。「お父さんは、東日本大震災の復興に派遣されて、被災された人たちのために一生懸命頑張ったから、私も頑張るね」と言って教室に戻って行きました。女の子にとって、自衛隊として困ってる人のために、頑張ったお父さんの姿に、誇りを持っているし、その誇りが、大きな支えになっていると実感しました。うれしいことに卒業が近づいた頃には、私が対応することも少なくなってきました。その子が小学校卒業してから8年後、偶然にも成人式で再会することができました。立派に成長した姿に本当に涙が出ました。私に声をかけてくれたその子に、成人式に参加できたこと、とてもうれしいと私の喜びを伝えたら、「ロビーまでは来れたけど、中には全然入れなかったとよ」と言いました。「来ただけでも頑張ったと思うよ」と伝え、「ありがとう」と笑顔で帰って行きました。その晴れ姿を見て、卒業後も何十回、何百回とこの子は涙を流したと思うんですが、その度にあの日のように、お父さんの頑張りを思い出して、今日に至ったんだろうと感じました。きっと、女の子だけではなくて、自衛隊として困ってる人たちのために、頑張ったお父さんの姿に誇りを持って、その誇りが大きな支えになっている。そんな子どもたちもたくさんいるのではないかと思います。この子ども大学の体験の授業を通して、身近に自衛隊がいる子供たちも、身近に自衛隊がいない子どもたちも、社会貢献の大切さや、感謝の気持ちを持つことができると思っています。戦争に興味関心や憧れを抱くような体験にならないように十分配慮し、社会貢献の大切さや感謝の気持ちを持てるような体験事業の、計画実施をお願いしたいと思っています。以上です。

【猿樂教育長】ありがとうございました。では、そのほか委員の方々からご意見ありましたらお願いいたします。

【野上委員】保護者の立場から言わせていただきます。子どもは将来どんな職業に就きたいのか、どういう仕事があるのか、まだ何の知識も情報もない真っさらな状態にあると思います。見聞を広げるためにも、子ども大学で興味を持った講座を体験し、将来の選択肢の一つとして自衛隊があるのもよいと思います。また受講した子どもたちの感想に戦争を

イメージするものがなかったことから、内容的にも問題はないのではないかなと思います。
以上です。

【猿樂教育長】ありがとうございました。では議案第2号について採択に入ります。もうそのほかにご意見は、ございませんでしょうか。では、採択頂ける方は挙手をお願いいたします。

【教育委員】(挙手なし)

【猿樂教育長】挙手がありませんので、議案第2号については、不採択といたします。

② 議案第3号 宗像市市民文化・芸術活動審議会委員の委嘱について《承認》

【猿樂教育長】続きまして、文化スポーツ課からお願いします。文化スポーツ課から4件あります。議案第3号宗像市市民文化・芸術活動審議会委員の委嘱についてです。説明をお願いいたします。

【文化担当課長】文化スポーツ課の中村です。よろしくお願いいたします。提案理由です。宗像市市民文化・芸術活動審議会規則第2条の規定に基づき、審議会委員が昨年度末の令和7年3月31日に任期満了となりまして、後任の委員を委嘱する必要があるため、宗像市教育委員会事務委任規則第2条第7号の規定により教育委員会に付議するものです。委員の名簿をご覧ください。委員は文化関係団体の代表2名、知識経験を有する者2名、市民代表1名の計5名です。任期は、令和7年6月1日から令和9年3月31日までとなっております。委員は市民文化芸術振興の施策に関する事務を担当いたします。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

【猿樂教育長】はい。それでは議案第3号についてですが、ご質問ご意見ございませんか。

【各委員】(意見等なし)

【猿樂教育長】では、議案第3号について、承認頂ける方は挙手をお願いいたします。

【各委員】はい。(挙手)

【猿樂教育長】全員賛成で議案第3号については承認されました。

③ 議案第4号 宗像市スポーツ推進審議会委員の委嘱について《承認》

【猿樂教育長】議案第4号宗像市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、文化スポーツ課から説明をお願いします。

【スポーツ担当課長】文化スポーツ課の村山です。よろしくお願いいたします。議案第4号宗像市スポーツ推進審議会委員の委嘱について説明します。8ページ、資料4をお願いいたします。宗像市スポーツ推進審議会条例第3条に規定する委員が、本年5月31日をもって任期の満了を迎えるため、後任の委員を委嘱します。委嘱にあたりまして、宗像市教育委員会事務委任規則第2条第7号の規定に基づき付議するものです。9ページ「宗像市スポーツ推進審議会委員名簿(案)」をご覧ください。任期は令和7年6月1日から令和9年5月31日までの2年間です。選考につきましては、資料10、11ページの審議会条例第3条第2項各号に掲げる者からの選考になります。「(1) 教育関係機関を代表する者」から2名、「(2) 知識経験を有する者」から2名、「(3) スポーツ関係団体を代表する者」から4名、「(4) 市民代表」につきましては、1名お願いすることとしています。

実際の選考につきましては、関係部署・団体と協議の上、推薦を依頼しております。市民代表については公募に対して応募のあった1名に入っていただくこととしました。業務内容としましては、「宗像市スポーツ推進計画」の進捗管理を主な業務として想定しており、年1回程度の審議会開催になる予定です。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【猿樂教育長】はい、それでは、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

【石丸委員】質問いたします。この条例では、15名以内の委員をもって組織するとありますが、実際には9名の方が委員として挙げられております。先ほど市民の方の公募についても少し言及がありましたが、その辺りの理由であるかをお尋ねします。

【スポーツ担当課長】従来どおり、15名以内ということになっておりますが、内部で検討の上、必要な人数をあげさせていただいております。市民代表につきましては、定員の中から選出することといたしておりますが、今回公募いたしましたところ、1名の応募しかございませんでした。以上でございます。

【猿樂教育長】はい、よろしいですか。

【石丸委員】ということは、2名、3名、応募なさる方がいらっしゃればここに加わる15名以内であるということで、問題ないということですか。

【スポーツ担当課長】はい、定員の内輪で必要であれば、選出をさせていただきたいと考えております。以上です。

【石丸委員】ありがとうございました。

【猿樂教育長】はい、ありがとうございました。では、ご質問ご意見ございますか。

【各委員】（意見等なし）

【猿樂教育長】では議案第4号について、承認していただける方は挙手をお願いします。

【各委員】（全員挙手）

【猿樂教育長】はい、ありがとうございました。全員賛成により、議案第4号については承認されました。

④ 議案第5号 宗像市体育施設の指定管理について《承認》

【猿樂教育長】続きまして議案第5号、宗像市体育施設の指定管理についてです。文化スポーツ課から説明をお願いします。

【スポーツ担当課長】議案第5号宗像市体育施設の指定管理について、12ページから始まる資料5をご覧ください。令和8年3月31日をもって宗像市体育施設の指定管理期間を満了することに伴い、令和8年度からの指定管理に関し、新たに非公募で指定管理者を選定するものです。なお、選定に当たっては、宗像市教育委員会事務委任規則第2条第3号の規定に基づき付議するものです。資料13ページ「指定管理導入施設概要書」をご覧ください。対象物件は、「宗像市民体育館」「玄海B&G海洋センター」「宗像勤労者体育センター」「宗像市運動広場(多目的広場)」「宗像市運動広場(野球場)」「宗像市弓道場」となっております。概要、施設の構造等についてはご覧のとおりです。資料14ページ、指定管理期間は令和8年4月1日から同12年3月31日の4年間です。資料15ページ、非公募による指定管理候補者名は前回同様「一般社団法人宗像市スポーツ協会」を選定することで考えています。同協会は、単位スポーツ協会を18団体抱えることによる組織力

や過去の経験によるノウハウ、利用者の要望・意見を取り入れての迅速な対応、施設管理に取り組んでいることを評価しております。これらを活かした利用調整等による施設の稼働率の促進にも積極的に取り組んでおり、結果としてスポーツ人口の底辺拡大に取り組み、同施設の設置目的であるスポーツの推進及び健康の増進を担う役割を果たしていると考えています。併せて、同協会に施設の一元管理を行わせることにより利用者利便性の向上を更に図ってまいりたいと考えています。以上のことから、引き続き同協会に施設の管理を委ねることが最も事業効果を期待できる施設であるため、非公募による指定とするものです。以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

【猿樂教育長】はい、それでは、議案第5号について、ご質問等ありませんか。

【各 委 員】（意見等なし）

【猿樂教育長】議案第5号について、承認していただける方は挙手をお願いします。

【各 委 員】（全員挙手）

【猿樂教育長】はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第5号については承認されました。

⑤ 議案第6号 宗像市体育施設条例施行規則の一部改正について《承認》

【猿樂教育長】続きまして、議案第6号宗像市体育施設条例施行規則の一部改正についてです。引き続き、文化スポーツ課から説明をお願いします。

【スポーツ担当課長】議案6号宗像市体育施設条例施行規則につきまして説明いたします。17ページ資料6をご覧くださいと思います。宗像市体育施設条例施行規則につきまして、令和7年6月1日施行で刑法が改正され、従来の懲役と禁錮が拘禁刑という言葉に一本化されるに伴い、施行規則のうち様式第5号指定管理申請に係る宣誓書の一部を改正するものです。宗像市教育委員会事務委任規則第2条第2号の規定に基づき付議させていただきます。添付資料につきましては、18、19ページに新旧対照表、それから様式第5号宣誓書の様式を添付しております。宣誓書2の（3）「禁錮以上」の部分につきまして、「拘禁刑以上」に変わるものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【猿樂教育長】はい、それでは、ご質問ご意見ございませんでしょうか。

【各 委 員】（意見等なし）

【猿樂教育長】では議案第6号について、承認していただける方は挙手をお願いします。

【各 委 員】（全員挙手）

【猿樂教育長】はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第6号については承認されました。

⑥ 議案第7号 宗像市民図書館協議会委員の委嘱について《承認》

【猿樂教育長】議案第7号宗像市民図書館協議会委員の委嘱について、図書課から説明をお願いします。

【図書課長】図書課中野です。20ページ、資料7をご覧ください。議案第7号宗像市民図書館協議会委員の委嘱についてです。提案理由は、委員の辞任に伴い後任の委員を委嘱

するものでございます。当協議会は、市民の読書活動を総合的に推進するために設置するもので、市民図書館及び学校図書館の運営や読書推進事業についてご意見を頂いております。詳しくは22ページに宗像市民図書館協議会条例を添付しておりますので、ご参照ください。21ページの委員の名簿をご覧ください。学校教育の区分について、前任者森将和校長の委員辞任に伴い、後任の委員として、自由ヶ丘南小学校の守浩一郎校長を提案いたします。後任の委員の任期は前任者の残任期間となり、承認の翌日から令和8年5月31日まででございます。説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【猿樂教育長】はい、それでは、議案第7号につきましてご質問ご意見ございませんか。

【各 委 員】（意見等なし）

【猿樂教育長】では議案第7号について、承認していただける方は挙手をお願いします。

【各 委 員】（全員挙手）

【猿樂教育長】はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第7号については承認されました。

⑦ 議案第8号 宗像市学校給食審議会委員の委嘱について《承認》

【猿樂教育長】続きまして議案第8号でございます。宗像市学校給食審議会委員の委嘱についてです。安全安心な学校づくり課から説明をお願いいたします。

【安全安心な学校づくり課長】安全安心な学校づくり課の椎葉です。よろしくお願い致します。24ページ資料8をご覧ください。議案第8号宗像市学校給食審議会委員の委嘱についてです。委員の辞任に伴いまして、宗像市附属機関設置条例及び宗像市学校給食審議会規則の規定に基づき、新たに委員1名の委嘱をするものでございます。新しい委員の方は、25ページに、新任という形で載せております。任期につきましては承認の翌日から前任の残りの任期である令和8年5月31日までとなります。説明は以上です。どうぞよろしくお願い致します。

【猿樂教育長】はい、議案第8号につきましてご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

【各 委 員】（意見等なし）

【猿樂教育長】では議案第8号について、承認していただける方は挙手をお願いします。

【各 委 員】（全員挙手）

【猿樂教育長】はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第8号については承認されました。

⑧ 議案第9号 宗像市教育支援委員会委員の委嘱について《承認》

【猿樂教育長】議案第9号宗像市教育支援委員会委員の委嘱についてです。教育支援室から説明をお願いします。

【教育支援室長】教育支援室吉永です。資料28ページをご覧ください。議案第9号、宗像市教育支援委員会委員の委嘱についてです。こちらも任期満了に伴いまして、再任の方も含めまして22名の委員の方に、委嘱をするものです。業務の内容としましては、主に来月から始まります就学相談に対応するという事でそれぞれお子さんの状況を見て、通

級指導教室がいいとか、特別支援学校がいいという状況を判断していただく内容でございます。以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

【猿樂教育長】はい、では、今の点についてご質問、ご意見ございませんか。

【各 委 員】（意見等なし）

【猿樂教育長】では議案第9号について、承認していただける方は挙手をお願いします。

【各 委 員】（全員挙手）

【猿樂教育長】はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第9号については承認されました。

⑨ 議案第10号 宗像市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について〈承認〉

【猿樂教育長】続きまして、議案第10号宗像市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱についてです。引き続き教育支援室から説明をお願いします。

【教育支援室長】教育支援室吉永です。資料33ページをご覧ください。資料10、議案第10号宗像市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱についてです。こちらは任期満了ということではなく、各機関の方から代表の方に就任いただいておりますが、いくつかの機関の中で代表の方が、異動等で代わられましたので、後任の方に、新たに委員として着任頂くものです。任期は、前任委員の残任期間となりますので、令和7年11月30日までとなっております。以上です。よろしくお願いいたします。

【猿樂教育長】それでは、第10号について、ご意見ご質問ないでしょうか。

【各 委 員】（意見等なし）

【猿樂教育長】では議案第10号について、承認していただける方は挙手をお願いします。

【各 委 員】（全員挙手）

【猿樂教育長】はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第10号については承認されました。

7 報告

<図書課>

- 1 図書課主催養成講座の実施について
- 2 第20回宗像市図書館を使った調べる学習コンクールの実施について

<地域教育連携室>

- 1 むなかた子ども大学特設講座「フットサル選手コース」について

<教育総務課>

- 1 社会福祉法人宗像市社会福祉協議会次期理事の推薦について
- 2 宗像市立学校児童生徒・学級数（令和7年5月1日現在）について
- 3 行政報告について
- 4 後援報告について

8 イベント周知

<世界遺産課>

- 1 いせきんぐ宗像開園10周年記念イベントについて

<地域教育連携室>

- 1 むなかた子ども大学特設講座「IKEAのお仕事コース」の開催について

【猿樂教育長】次回は定例教育委員会を令和7年6月26日（木）10時00分から開催予定です。会議室は「南館2階201A会議室」です。よろしくお願いします。

令和 7 年 6 月 26 日

石丸 哲史
猿樂 隆司